

## まん延防止等追加対策(飲食店等への時短要請関係のみ抜粋)

令和3年5月15日決定

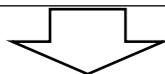
岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

実施期間：令和3年5月31日(月)まで

### 飲食店等への時短要請対象地域の県内全域への拡大

#### ○これまでの取組み

- ・対象業種：①飲食店：飲食店(居酒屋含む)、喫茶店等  
②遊興施設等：バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
- ・要請内容：営業時間の短縮 5時から20時まで
  - ・終日、酒類の提供を行わないこと(酒類の店内持込みを含む)
  - ・カラオケ設備の利用自粛
- ・対象エリア：岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、羽島市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、養老町、北方町
- ・要請期間：5月9日(日)から5月31日(月)まで(23日間)
- ・協力金：1店舗1日あたり中小企業：3万円～10万円  
大企業：1日あたりの売上高の減少額×0.4  
(上限20万円。中小企業も選択可)



#### ○重点措置の対象区域の拡大

- ・対象エリア：高山市、瑞浪市、恵那市、山県市、下呂市、御嵩町
- ・要請期間：5月16日(日)から5月31日(月)まで(16日間)
- ・加えて、令第11条第1項に規定する大規模な集客施設等に対して、法第24条9項等に基づく時短等の協力を要請

#### ○その他地域に対する時短要請等

- ・対象エリア：重点措置区域以外の20市町村
- ・要請期間：5月16日(日)から5月31日(月)まで(16日間)
- ・要請内容：5時から20時まで(酒類の提供は11時から19時まで)
  - ・カラオケ設備の利用自粛
- ・協力金：1店舗1日あたり中小企業：2.5万円～7.5万円  
大企業：1日あたりの売上高の減少額×0.4  
(上限20万円又は1日あたり売上高×0.3 いずれか低い額 ※中小企業も選択可)

※重点措置の追加区域、その他地域ともに、17日(月)、18日(火)から開始することも可能